

(下線部分が変更箇所)

新	旧
第1条 ㄱ (省 略) 第3条  第4条 (振替額の引落し) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。	第1条 ㄱ (同 左) 第3条  第4条 (振替額の引落し) 振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。 <u>ただし、当該口座に貸越機能の設定がある場合には、貸越機能のない普通貯金口座を別途指定していただくものとします。</u>
2 ㄱ 5 6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しは行いません。 <u>また、本サービスにおける振替口座からの引落しにあたっては、総合口座取引規定あるいは当座勘定規定および当座勘定貸越約定書等に定める当座貸越ならびにJAバンクカードローン融資約款等に定める自動融資は適用されません。</u> ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落します。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。	2 ㄱ 5 6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しは行いません。ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落します。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。
(以下省略)	(同 左)

附 則

(実施日)

この約款は、令和3年4月26日から実施する。